

会 議 録

公開・非公開 の別	【開催日】平成26年10月14日（火） 【時 間】15時00分～17時00分	【傍聴人数】1 【傍聴室】		
公開	【場 所】岸和田市役所 新館4階第1委員会室	岸和田市役所 新館4階第1委員会室		
【名称】平成26年度第2回岸和田市受益者負担検討委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席				
和田	萩原	黒田	的場	中村
○	○	■	○	○
《事務局》企画調整部：小口部長 行政改革課：春木課長、井上担当長、大田主任				
【議題等】				
1. 市民アンケートの結果について				
2. 使用料の原価計算の試算結果について				
3. 手数料の原価計算の試算結果について				
4. 税と受益者負担の割合検討について				
5. その他				
【会議録概要】				
●委員過半数の出席により、委員会の成立を確認。				
●事務局より市民アンケート結果について説明と意見交換				
●第1回委員会の結果を受けて、使用料及び手数料の試算状況の説明と協議				
●税と受益者負担の割合について協議				
次第1 市民アンケートの結果について				
事務局：（「公の施設に関する使用料の見直しに係るアンケート調査とりまとめ」について説明）				
委 員：P25～の自由記述について、カテゴリに分かれて件数が書かれていますが、各カテゴリに自由記述をするスペースがあったのでしょうか。				
事務局：各カテゴリにはなく、最後の自由記入欄の記述です。				
委 員：書かれた答えに対して事務局の方でカテゴライズされたわけですね。分かりました。				
委 員：その他、全体に対する質問等はございませんか。P2の回収率についても気になること				

ろではないかと思えます。事務局側の回収率に対する期待と実際の数値についての感想を伺いたいと思えます。

事務局：アンケートの回答率は 33%、1,000 人程度を期待していましたが、実際は 25.7%でした。

P4~5 のこれまでの施設利用の経験を尋ねたところ、今回、回答していただいた方は、比較的、いずれかの施設を過去に利用されている方で、施設を全く利用したことのない方の回答が少なかったように思います。逆に言うと、その方々はアンケートに関心を示していただけなかったと考えています。

委員：これまで岸和田市が行われた他のアンケートと比べても、今回は回収率が低かったのでしょうか。

事務局：総合計画等で行っている市民アンケートに比べても、低くなりました。

委員：総合計画の場合の回収率はどのくらいですか。

事務局：3 割程度です。

事務局：市民意識調査は毎年、政策企画課の方で行っており、4,000 人ほどの標本数を出しています。ただし、毎年、若い世代の回答率が低いので、無作為としつつも、その層の標本数を増やして、結果的に標本数の世代比、男女比が同じになるようにする方法もあります。しかし、今回はそこまで細かく分けていません。

委員：前回、アンケートを実施する標本の取り方で、年代別で抽出方法を考慮すると言われていたと思いますが、実際はどのような方法で抽出されたのでしょうか。

事務局：10 歳代別に分けて、男女別で均等になるようにしています。実際の人口構成では若年層が減っていますので、若年層向けには割合としては多く発送しています。年代別では同じ数で、3,000 を男女別、年代別で均等に割った数を送付しています。

委員：実際の若年層の比率よりも多い数を配布しているということですか。

事務局：結果として、そうなっています。

委員：元々若年層からの回答率が低いので、その分を見込んで若年層を増やしたのに、そこか

らの回収率が低かったことが、想定より回収率が低くなった一つの要因になったとは考えられないでしょうか。以前に 1,000 人から回答が返ってきた時とは比率を変えたのであれば、それが回答率が下がった理由かもしれないという分析もできると思います。

事務局：結果的には、年代別に同数で出して、若年層の回答率が悪い分だけ全体の回答率も低くなったと認識しています。

事務局としては、これまで施設を利用しなかった人は受益者負担の問題にあまり関心がなく、回答していただけなかったのではないかと考えています。

委員：そう考えますと、施設を利用されている人の比率は、別に総合計画の調査等で調べられているのでしょうか。

事務局：公共施設のあり方に関するアンケートについて、公共施設マネジメント課が実施したアンケートがあります。その中で、利用について尋ねています。

利用頻度を回答のある施設で比べますと、例えば、図書館は今回の回答では 69%、約 70%の利用頻度でしたが、公共施設マネジメント課が実施した分では利用率が 41% くらいです。今回の回答の傾向は、それと比較してもかなり乖離があると考えています。

委員：回収率がアンケートにとっては最初の要ですが、少し低めなのでご意見をいただきました。しかし、このアンケート結果をもとに話を進めざるを得ませんので、事務局側の説明を踏まえた上でご意見を賜りたいと思います。

特に、P25～27 は自由筆記ですので、いろいろと書いていただいたご意見は、実際に岸和田市民が持っているイメージや実際の思いだと思います。そのご意見を踏まえて、受益者負担の観点や、今後の岸和田市の財政状況、全体の総合計画の流れも考慮しつつ、委員の皆様には、今回、一番大切な手数料、施設料について、「何を市民に納得してもらわなければならないか」とか「ここは譲れない」等のご意見を賜りたいと思います。

なお、本日、ご欠席の委員には、福祉のご専門ということでいろいろと福祉の観点からご意見を賜りたかったのですが、ご欠席ですので、委員には後日、書面等でご意見をいただければと思っています。したがいまして、3 人の委員の方にはご専門の立場から、率直にご提案やご意見、あるいは皆で話し合いたい点等をご発言いただいて、次に移りたいと思います。いかがでしょうか。

委員：私が感じた点を述べますと、P25 の「減免措置は必要である」という意見について、「子ども」「障害者」というカテゴリが、今後、話し合いをする際のキーワードになるのではないかと、もう一つ「市内在住者」「市外在住者」という区分けも賛否両論ある部分だと思えますが、一つのキーワードになるのではないかと考えます。

それから、「その他」のところに「減額と免除をひとくりにしているので、判断しにくい」という意見がありますが、これは事務局がこの会議を終えられて、料金表を新しく作られる時に明確な説明が必要になるという、一つの課題ではないかと思います。

P26の「施設使用料について」のところも、まさに自治体経営がキーワードになります。結局、利用者を獲得するという目標に対して、施設使用料を値上げして利用目標を達成するのか、薄利多売的な経営で安い使用料でより多くの人に来てもらうのか、施設を管理する中では、役所にもそういう視点が必要になるのではないかと思います。「市民の負担を減らすべき」のところはそういう議論が出ているようです。

それから、「値上げしてもよい」という中には、施設と娯楽、アミューズメントという考え方が出ています。娯楽のあり方については、民間カルチャーセンターとの兼ね合いを市民の方も挙げられているので、キーワードに挙げたいと思います。

また、施設利用料の料金設定について、「近隣市町と同額にする」という意見に関しては、第1回の検討委員会の時に事務局に比較の資料を作っていただきましたが、各市町村の財政状況が異なる中で、必ずしも近隣市町と同額というのは議論が雑駁になりますので、我々でどう考えるかということが一つのキーになると思います。

以上、今後、皆様に検討をお諮りしたいキーワードとして挙げさせていただきました。それ以外でお気づきの点やキーワードがありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員：今のご意見で網羅されていると思いますが、改めて意見を読んで、その裏に市民の思いを感じたのは、例えば、「子どもや身障者の減免をするべきだ」という意見と、「子どもであっても、障害者であっても利用しているのだから、減免する必要はない」という意見の両方があることです。やはり、「なぜ、子どもと障害者は減免するのか」という理屈の部分に説得性がなければ、どちらにしても納得してもらえないと思います。

恐らく、そこが、市がどの方向に進めようとしているかという市政方針の大きなところに関わってくると思います。その部分の説得性がなければ、反対の意見を持たれている人は納得されないと思いますので、そこはしっかりと打ち出すべきだと思います。

委員：委員が言われたとおりで、岸和田市役所が持っているビジョンを我々も知る必要があり、それと矛盾していたらこのような議論は成り立たないので、その点についてコンセンサスをとっていきたいと思います。

委員：市の財政との関係もあります。全体的に黒字にするのはなかなか難しいと思いますが、市としてどこまで赤字を考えられるのでしょうか。

委員：財政状況については、財政が潤ったら市民の負担を軽くしてほしいという市民感情もある。今言われた部分も無視できない本当に大事な観点です。その辺りもしっかりと考え

を入れていきたいと思います。

事務局から、今のご意見について補足はありませんか。

事務局：財政状況に関しては、本市も予算を立てる際に財政の推計を行っていますが、実質的に、単年度では財源が不足しています。今は基金を取り崩して充てることで均衡させていますので、このままでは、数年後に基金が底をつくという危険性もあります。

また、財政の弾力性を表わす経常収支比率は、人件費や扶助費、公債費等がその分子になります。これも府内で極めて悪い状況になっています。

それから、福祉に関しては、次回以降、減免の実態と減免のあり方についてご議論いただくために、今、ご指摘いただいた資料を用意したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員：感想になるかもしれませんが、私は統計学の専門ではないので、これを見てその意味を読み解くのはなかなか難しいと思います。特に、「全体的な受益者負担は良いのではないか」と考えている方が6割程度おられる中で、P27の「受益者負担の考え方について」のところは賛成の人が多いようですが、その一方で、P26の「市民の負担を減らすべき」か「値上げしてもよい」というところでは「減らすべき」という人が多くなっています。

減免措置についても、「必要」と「必要ない」の意見が件数で20：20の同数になっていますので、ここから一つの方向性が見出すのは難しいと思いつながりながら拝見していました。

そうしますと、P25以降の意見だけを大まかに見て、市民の意見として結論づけるのは難しいと思いますので、福祉施設と娯楽施設の差のように一つずつ丁寧に見ていくしかないと思います。

もう一つは、皆様のご意見の中にポイントがあると思いますが、根本的なところは減免や受益者負担の方向に移行していくとしても、どこまでが市の政策につながっているか、政策の上で説明ができるかどうかが必要な点になると思います。財政との関係はもちろんです。それと共に市の政策として総合計画に入っている内容と整合しているかどうか重要です。全く違うことを言っているのは問題外です。そういう意味では、P25の「減免措置は必要である」という中の「利用料免除・減額を続けていくことは、生活弱者を大事にしていく市政方針にとって重要なことである」という意見はとても重要であり、岸和田市として大切に思っている政策、あるいは福祉関係、娯楽も含めて、そこと照らして、矛盾がないような形での検討が必要だと思います。

委員：ありがとうございました。委員の共通した思いが出てきたと思います。それを踏まえて、次回、事務局の方で資料を準備していただけるということですので、よろしくお願いたします。

次第2 使用料の原価計算の試算結果について

事務局：（「受益と負担のあり方について」P1～P3 の資料を説明）

委員：それでは、原価計算の試算結果の説明について、ご意見、ご感想はございませんか。前回からの変更があり、それを基に計算されたということですが、ご専門の立場からいかがでしょうか。

委員：公債費に関しては、今後、検討していただければと思います。

P2 - ③の表の「1件あたり経費」はどのようにして求められたのでしょうか。

事務局：8月に小学校に請求書が来る電気代、水道代の4校の平均を出しています。それから、学校体育施設開放事業にかかっている人件費の1ヶ月分から人件費を出し、また、学校体育施設開放事業について学校に委託料を支払っていますので、それも平均を出しています。

利用回数は、4校で運動場が59回、体育館60回で、運動場は電気を使用しないので、水道代と人件費、委託料になりますが、体育館は電気も使いますし、トイレの使用等もありますので、電気・水道代、人件費、委託料を計算しています。したがって、水道代、人件費、委託料を利用回数の119で割り、体育館は電気代を60で割ったものを含めています。まとめますと、運動場は水道代、人件費、委託料の合計を119で割ったものが1件あたりになります。体育館はそれに電気代を加えているということです。

委員：前回の委員会からの提案で改善していただいたということで、備品や公債費についてはかなりスッキリしたと思いますが、今、委員が質問された学校体育施設開放事業の計算方法はこれで良いのでしょうか。

委員：いろいろな方法があると思いますが、一つの方法として、学校が動いている間は数値を取りにくいので、休業中の8月の分を計算するのも一つの方法かと思います。

委員：学校体育施設開放事業については、経費を件数で割るよりも、学校体育施設の8月の開放時間、つまり、利用されている時間あたりの単価を出した方がよいのではないのでしょうか。1ヶ月間の電気代、水道代を実際に学校開放で利用されている時間で割ると、1時間あたりの電気代、水道代、人件費、委託料が出ますので、その時間数をとるという考え方の方が妥当性があるように思います。

仮に、この計算で1時間あたり5,000円かかっているとしたら、2時間その施設を借りると5,000円×2=10,000円の使用料になり、借りられていない時間は、どこも稼働していないので市の負担になります。市が負担しないようにするなら、すべての時間を稼働するようにすれば100%埋めることができます。そういう考え方で、学校体育施設開放が時間で借りられているのであれば、時間単価を計算する方が妥当ではないかと思います。

事務局：調査した結果では、コマ貸しのような形で、午前・午後、体育館だけは夜間というような貸し出し方になっています。

委員：それなら、午前に2時間借りると時間単価×2で使用料を取ると合理的だと思います。借りる件数が少なければ市の負担になりますが、使用する時間が少なければ、その分水道代も電気代も減るはずですが、その代わりに、夜間は電気代がかかるので、どうしても夜間の使用料が高くなる等、時間ごとに単価を計算して、その時間を使っていただくという考え方の方が件数で割るよりも妥当だと思います。使う側としても、1時間にどれだけの電気代、水道代、人件費、委託料がかかって、2時間使うといくらになると分かるので、妥当性があると思います。

事務局：稼働率とも関わって、他の施設の場合は、稼働率をある程度考慮した方がよいというところがあります。ご指摘のとおり、使う側としては「稼働していない時間まで使う側が負担するのか」というご意見もあると思います。それで、一旦は使用料で稼働率も考えてみたのですが、時間で割るという考えにすると、電気代は1ヶ月分の請求が来ますので、夜間をどのように区別するかという問題もあります。

委員：技術的にはいろいろな問題があると思いますが、払う側の気持ちとしては時間単価で、電気代、水道代、人件費、委託料の頭割りした分を経費として使用時間分払うという方法が納得されやすいのではないかと思います。稼働率の問題や、それが適切かどうかについてはさらに検討が必要ですが、一つの考え方として参考にいただければと思います。

委員：事務局は参考にいただければと思います。他はいかがでしょうか。

委員：前は、試算の方法に焦点を当てた議論が多かったと思いますが、今回は、実際に入場料等にも関わる話ですので、岸和田城や資料館、その他、文化施設等の入場料の設定について、ご提案やご意見をいただきたいと思います。

特に、P3-(3)第1回委員会による考え方による試算結果の③にあるように、文化振

興施設、保健福祉施設、生涯学習施設、スポーツ施設等、カテゴリに分けられた中での入場料、使用料の設定について、ご意見をお願いいたします。

皮切りに、私から述べますと、アンケート結果を踏まえてスポーツ施設の稼働率が49%、文化振興施設が36%、保健福祉施設は9%、生涯学習施設は10%となっていますが、この数字に対して、事務局側はある程度の達成目標を持たれているのでしょうか。

事務局：事務局としては、公共施設の性格や分類によって税と使用料の割合をどのように取るのかということを議論していただいた後、その率を原価にかけて現在の使用料と比較する必要があるのではないかと考えています。それぞれの施設の設置目的等によって考え方が異なると思いますので、それを受けて検証したいと思っています。

委員：事務局側のお考えを伺いましたので、次に手数料の原価計算の試算結果も説明していただいて、それから税と受益者負担のところで、その辺りを決めていきたいと思っています。

次第3 手数料の原価計算の試算結果について

事務局：（「受益と負担のあり方について」P4～P5 の資料を説明）

委員：それでは、手数料について、ご意見やお気づきの点を伺いたいと思います。

委員：土木建築証明等関係はどうするのでしょうか。試算して費用を出したところで手数料は取れませんか、どのような説明になるのでしょうか。

事務局：普通の証明書関係は1件発行するのに3～5分単位で済みますが、土木建築関係は申請を受けて、実際に調査に出かけなければならないものがあります。それも1日で解決しない場合がありますので、処理時間もかなりになります。そのために金額が高くなっているところがあります。ただ、証明書関係であれば、原価も手数料もそれほど変わりませんし、他市と比較しましても、それほど差がないので、話としては進められると思いますが、ご指摘のとおり、土木建築のところはどのような手数料の設定をするのかという問題があります。他市の例を見ても、やはり高額になってしまいますので、近隣市の状況を見ながら金額を決めているところもあります。市としてしなければならない証明であれば、当然、証明書が必要になりますし、金額も原価がそのまま手数料で良いのか、近隣との調整も必要になるのかという問題があります。このままの金額では出せませんので、今後、検討しなければならないと思っています。

委員：土木建築証明等関係とは、具体的にどのような関係の証明になるのでしょうか。

事務局：様々なものがありますが、都市計画の部局や建築指導の建築道路等の部局の証明になります。具体的には、市の土地と個人の所有地の境界の確定協議や、建築承認、開発許可の不要の証明、建築許可を受けた証明、宅地造成工事許可不要の証明等ですが、一般的に件数は少ないものとなっています。

委員：現行手数料の比率が低いので、それを改善するという方向で、業者が証明を取って建築をする場合は利益を上げるので、少し高く取っても良いのではないかと個人的には思います。個人が自宅の境界を調べる等のケースの場合は、表の上段の証明関係と同じ趣旨になると思います。そのように差をつけることが可能なかどうか、その点も含めて考えなければならないと思います。

事務局：ご指摘のとおり、業者の場合と個人が業者に委託する部分があると思いますので、その辺りの区別は今後の検討の課題の一つにさせていただきたいと思います。

委員：現段階で申請に来られた時に、窓口では相手が市民か業者か分かるのでしょうか。

事務局：申請書を見ると分かるのではないかと思います。ただ、使われ方が個人の利益になるのか、業者の利益になるのかは調査をしていませんので、一度調べたいと思います。

委員：そこは非常に大切なところで、受益者負担から一步踏み込んで、業者が使うところに市の税金が使われることは問題になると思います。申請用紙のフォームを変えて、用途目的等が問えるようにすると、手数料の部分はかなり改善できる可能性があるのではないかと思います。皆様が一番気になる箇所だと思いますので、ここは検討したいと思います。事務局もできる限りお調べいただければと思います。

委員：人件費と物件費に分けて手数料が出てくると、次の段階で気になるのが、証明書を発行するための部署として置かれているならば、証明書の発行が本務になるということです。そうすると、1件当たりの物件費を取るのとは分かりますが、職員はその仕事のために配属されているので、頭割りは馴染まないと思います。そうではなくて、本来は戸籍を管理しているところが、市民からのニーズに応じて証明書を発行するのは本務ではありません。つまり、本務は戸籍の管理で、証明書の発行がその職員の本務ではないとすると、その方の人件費としてかかった時間分の料金を取るのとは妥当だと思います。その辺りの窓口の仕事の性格も考える必要があると思います。それについては、いかがでしょうか。

事務局：今回の証明発行については、証明だけを出している部署はなく、市民課が住民票の作業、印鑑登録、戸籍の仕事を行っている中で、証明の担当者が発行しているということです。

委員：例えば、嘱託や臨時職員でもそれだけのためにその職に就いている人はいないということでしょうか。すべて本務に関わっているということですね。

事務局：職員がその課に配属されますので、いろいろな業務をしていると思います。その中で、今回の調査では、受付にどのくらいの時間をかけているか、処理にどれくらいかけているか、交付にどのくらいかけているかという3段階に分けて、各々の職員の割合を出して計算しています。

委員：市民から「あの人はこの仕事のためにいるのに、なぜ手数料を負担しなければならないのか」という声が出そうな気がしますので、お尋ねしたいです。回答されたような内容であれば、妥当だと思います。

委員：他に、手数料関係でご意見、ご質問はございませんか。また、後から気づかれた時はご発言いただくこととしまして、次の議題に移りたいと思います。

次第4 税と受益者負担の割合検討について

事務局：（「受益と負担のあり方について」P6～P11 の資料を説明）

委員：それでは、議題4について皆様のご意見をいただきたいと思います。

事務局からも提案がありましたように、まず、P9の評価軸の設定で、縦軸、横軸がこれでよいかどうかということを検討する必要があります。また、段階性について、現在、事務局は16象限で評価しており、ここに施設の専門性、特殊性等、いろいろな部分で図書館や公民館等の施設を評価して分類するわけですが、それぞれのご専門の立場から、施設の特殊性を見て各施設の分類を考えた時に、この象限の数が適切かどうか、そういうところから議論を膨らませていきたいと思います。

委員：最初は、16マスは多いような気がしました。マスの違いをすべて市民に説明できなければなりませんので、それが厳しいのではないかと考えたわけです。しかし、仮にいくつかの施設を入れてみたところ、埋まらないマスが出てくるのではないかと考えました。恐らく、ほとんどの施設が〈税金100：使用料0〉から〈税金0：使用料100〉に向かって線上に並ぶような形になり、左上の象限や右下の象限に入る可能性は低いような気がするので、思ったほど細くないのではないかと思います。したがって、個

人的には、区分の妥当性はこのくらいで良いのではないかと思います。

ただ、1点だけ、採算性については、地域の代替があるかどうかという問題があります。例えば、公民館は、岸和田市全体で見ると他の公共施設等の代替施設があるように思いますが、ある地域には一つしかないとか、交通アクセスの問題や、あるいは、施設本来が持っている目的によって車椅子で来る人たちが来やすい位置に施設がある等の細かい内容を見ていくと、実は民間施設で代替できないところもあり、採算性や選択性を評価する時にかなり踏み込んだところまで見なければなりません。単純に岸和田市全体として見ていたのでは、多分だめだと思います。

そうすると、例えば、公民館も、代替の施設がある地域とまったく代替施設がない地域では位置づけが違うので、同じ公民館という括りでも異なる象限に分類されることがあり得ます。したがって、地域性やアクセスの問題や、その施設が持っているフレキシビリティ等、そういうものも全部評価しなければ出てこないのではないかと思います。

そういう意味では、一度全部入れてみて、妥当性を判断して、また基準を変えるというような作業が何回か必要だと思います。単純に基準ができたから当てはめるとするのは難しいので、採算性という言葉も変えなければならない場合も出てくるかもしれません。そのやり取りが必要だと思います。

委員：16マスについては、私も先程の委員と同じような意見です。一つひとつに説明責任があるので、多いほど大変だと思ったのですが、意外と右下と左上に該当するものがなく、右肩上がりのラインに集中しそうなので、3×3の9マスでは少な過ぎてしまいます。そのように考えると、このくらいのマス目で良いと思います。その他、もっと増やした方が良い等、大胆な意見もいただけたらと思います。

軸に関しては、「採算性」というのは漠然としていますので、中身の検討は必要かと思いますが、大体のところ「採算性」「選択性」という言葉で軸は括れるのではないかと思います。

本日、できる範囲で、仮にでも施設を入れてみてはどうでしょうか。アンケート結果のP4に「その他」も入れて9施設あるので、それぞれの施設がどの象限に入るかを考えて、もちろん、まだ検討の段階ですので、委員の皆様のご意見として事務局にお返しして、それらを考慮しながら、次回に向けて資料を作成していただきたいと思います。次回は検討項目を一つ、次々回に移しますので、時間的に少し余裕のある会議になると思いますし、皆様からご意見をいただけますと、事務局も用意しやすいのではないかと思います。

委員：仮に考えますと、保健福祉施設は厳密に言えば代替施設はないと思います。単に会議室を借りるという機能だけであれば、代替施設があるかもしれませんが、本来の施設の趣旨からすると、代替施設なしで一番下の〈税金100：使用料0〉か、右上の〈税金75：

使用料 25) 辺りに位置するのではないかと思います。

スポーツ施設の場合は、近くにスポーツジムがあるようなところなら、〈税金 50 : 使用料 50〉で良いのではないかと思います。

公民館は難しいのですが、本来の社会教育施設としては、厳密に言うと代替施設はないと言えるかもしれないので、〈税金 75 : 使用料 25〉辺りに入るのではないかと思います。

そう考えますと、〈税金 0 : 使用料 100〉に入る施設は、全部ペイできるということですから、民間で完全に代替できますし、公的施設としての必要性はないことになりそうです。したがって、ここに入る施設はないのではないかと考えています。

委員：これについては、委員全員のご意見を伺いたいと思います。

委員：私も〈税金 0 : 使用料 100〉は、当てはまりそうな施設はないと思っていました。

〈税金 100 : 使用料 0〉のような税金負担が多い方には福祉関係の施設等が入るのではないかと思います。

文化振興施設は〈税金 50 : 使用料 50〉の辺りで良いのではないかと感じています。

公営住宅は〈税金 50 : 使用料 50〉では税金が投入され過ぎるような気がしますので、〈税金 25 : 使用料 75〉くらいになるのではないかと思います。

委員：本日の時点では、そういう感じで結構ですので、イメージを持っていただけたらと思います。

委員：それぞれの位置付けについては、今、ご発言のあった通りで異論はありませんが、気になったのが、〈100 : 0〉〈75 : 25〉〈50 : 50〉という割合です。4×4 に分けることを説明するのは難しいのではないのでしょうか。せっかく細かく算出されているのに、16 マスに区分してしまうと〈75 : 25〉というような数字に分けられてしまうので、それをどこまで説明できるのかということが気になります。

では、どうするかと言われると、どうしようもないのですが、名古屋市では 6 段階に分けていますし、例えば、「75 : 25 の割合の根拠は何か」と聞かれた時に、どのように説明するかという問題があります。先ほど説明があったように説明するしかないのかもしれませんが、一見したところでは大まか過ぎるような感じがするので気になりました。

ただ、今の皆さんの分け方については問題はないと思います。私も〈税金 0 : 使用料 100〉はもはや公的サービスの扱いではないので、当てはまる施設はないと思います。

もう一つ気になるのは、代替施設の問題です。地域性の話もありましたし、内容の問題もあります。特に福祉サービスのように、今まで長く使っていた人が別の施設を使わ

なければならなくなった場合、場所に対する愛着等の精神的な問題もあると思います。その辺りも考えると、非常に難しいところがありますが、そう言っていると何もできなくなりますので、行政側としては、「サービスについても、フレキシビリティについても、できるだけのことを考えた上で、代替施設については検討させていただく」という説明ができるような形の最終提案にならなければならないと、難しさを感じたと思います。案については問題ないと思います。

委員：評価軸については、このような形でよろしいでしょうか。

委員：私は、「選択性」に対して公共サービスということで「公共性」という言葉をよく使います。それから経済性で、どれだけ民間が入れるかということで使い分けていますが、16マスに分けるならこれで軸については分かりやすいと思います。

委員：今の段階では、私もこれで良いと思います。

委員：先程の委員が「公共性」という言葉を出されましたが、「選択性(必需的サービスか選択的サービスか)」という表現についてはいかがでしょうか。

委員：「必需的」という言葉は難しいですが、例えば、私が出した「公共性」という言葉は一般の人にはもっと分かりにくいところもありますので、何が良いのかと悩むところです。岸和田市は、今までも「選択性」「必需性」という言葉が使われていたようですが、一番大切なのは、市民が聞いた時にすぐに理解できる言葉だと思います。

委員：私は、漠然と「公共性」の方が適しているような気がします。「選択性」の中にまた必需的か選択的かという言葉が入るよりも、「公共性」があって、より必需的なのか選択的なのかという方が分かりやすいのではないのでしょうか。市民には、むしろ「公共性」という言葉の方が使われるのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員：公共性論という講義をしても、学生が理解してくれないので、使っても分からない言葉なのかとと思っていたのですが、委員長が言われたように「選択性」が分かりにくくて、「公共性」の方がイメージしやすいのであれば、それで良いかと思います。

委員：「公共性」を使うことを決定するという意味ではありませんが、委員の皆様にご意見を伺いたいのは、「採算性」と「選択性」なのか、一例として「採算性」と「公共性」にした方が良いのかという言葉の問題です。座標軸のあり方は合意ができていますが、「選択性」という言葉が少し気になるので、ご意見を伺いたいと思ったと思います。

委員：確かに、「選択性」という言葉は一見して分かりにくいと思います。ただ、私も「公共性」の方が良いと思いますが、「公共性」と言った時に、例えば「公共性 25%」に分類された施設が「公共性の評価はそれほど低いのか」と思って抵抗が大きいかもしれません。それくらい施設側は「公共性」という言葉に敏感だと思います。しかし、市民の立場からは「公共性」という言葉の方が分かりやすいと思うので、それで良いと思います。

委員：あくまで市民側に立って考えるならばということですね。他の委員は、今の議論に対していかがでしょうか。

委員：「選択性」よりは「公共性」の方が合っているように感じますが、例えば、「公的性」という言葉とはどこが違うのかという思いもあります。

委員：事務局は、恐らくいろいろと悩まれた上で「選択性」という言葉を使われたと思いますが、その言葉を選んだ根拠を伺いたと思います。

事務局：一つ目の「採算性」は理解していただきやすいと思います。（民間代替の存在）は（市場的、非市場的）にしようかという意見もありましたが、（民間代替の存在）の方が判断しやすいと考えました。

「選択性」という言葉は、確かに、それだけを見ますと「公民館がたくさんあるから選択できる」という意味に取られてしまうかもしれません。それで、「公共性」という言葉は他にも使っているから良いのではないかという話もありましたが、「公共性」の定義をどう書けば誤解なく、市民に理解していただけるか、先程委員が言われたように施設側からも「そういう意味で公共性が 25%なのか」と理解してもらえるのか、そのような悩みがあり、「必需的」「選択的」という言葉を一旦提案させていただきました。

したがって、こちらからお尋ねしたいのですが、「公共性」という言葉を軸の名称として挙げた場合、簡潔に定義づけをするとしたら、どのような説明が適当なのでしょう。

委員：基本的に、このような形で「公共性」を使う場合は、16 の区分ではなく、4 つくらいの区分で使います。「公共性が高い」と言った場合は、どれほど公的な組織が提供する必要があるかというところで判断することになります。したがって、「公的サービス」は税金を使っても提供しなければならないサービスであるという意味での公共性だと思います。

ここで言えば、「公共性が高く、さらに市場性が高い」というところについて説明する場合、「電気や水道のようにお金はかかるけれども、皆が使っていて、絶対に必要なサービスで、かつては国が行っていたけれども、今は民間に出している、政府セクタ

ーも民間セクターもする」と説明します。

したがって、一言で「公共性」について説明できる言葉はないのですが、強いて言えば「公的なサービス」「税金を使っても実施しなければならないサービス」というような形にならざるを得ないと思います。そういう点から「公共性」という言葉を使うのは難しいかもしれないという思いはあります。

完全に定義しようとするとう失敗すると思いますし、そもそも 1 行で説明しなければならない表に入れるので、難しいと思います。したがって、委員が言われたように、市民が一番イメージしやすい表現は何かということを考えてはどうかと思います。

事務局：それでは、最終案ではありませんが、進めていく過程として、一旦「選択性」を「公共性」に変えてよろしいでしょうか。

委員：要するに、必要性の話だと思いますので、P11にある神戸市や名古屋市の「公共関与の必要性」「公的関与の必要性」という表現の方が分かりやすいかもしれません。ただ、そうすると、それに合わせて「採算性」も似たような表現をしなければなりません。個人的には「公共関与の必要性」の方が分かりやすいと思います。

委員：確かに、「公共関与の必要性」はより具体的で分かりやすいかもしれません。「公共関与の必要性」という言葉にしますと、それと対比で「採算性」という言葉を変えるのか、そのままにするのかという問題がありますが、「公共関与の必要性」＝公共関与の割合の問題になりますので、すぐに横軸で判断がつくのではないかと思います。そうすると、括弧書きが必要なくなるのでスッキリします。いかがでしょうか。

事務局：それでは、「公共関与の必要性」が高いものは、ここで言うところの必需的なサービスであるということで、「公共関与の必要性」が低いものは、選択性の高いサービスという捉え方で、次回から変更したいと思います。

委員：一言補足したいのですが、「公共性」という言葉については、政策学で元々公的な圏域とプライベートだけでは分けられないので、「公共」という新しい考え方が出てきたわけです。そういう意味では、「公共」の担い手は公的サービスを提供する自治体だけではなく、市民側も関与しなければならないという理論になります。そうしますと「公共関与の必要性」という言葉は、両方とも関与しなければならないという意味で矛盾があります。そのように「公共」は一般市民も関係があるので、実は「公的関与の必要性」の方がより正しい気がします。

委員：ありがとうございました。確かに定義は難しいところですので、それでは、「公的関与の

必要性」で、よろしくお願いします。

委員：先ほど、代替施設という話が出ました。今日は、大まかに施設と象限を照合していただきましたが、実は、施設を視察した中で、公民館や〇〇センターという同じような名称でも、業務内容がさまざま、一様に公民館という定義では岸和田市のいろいろな施設を判断しにくいと感じました。そういう意味では、まさに委員が冒頭に言われたように、地域性やその施設のフレキシビリティがかなり関わってくるのではないかと思います。一般的な意味で、図書館はどういうものか、スポーツ施設はどうかというのは、コンセンサスがとれたと思いますので、次回は岸和田市からリストをいただいて、各センターにどのような業務があって、それがどの象限に入るかを考えたいと思います。施設の細分化の問題は必要になると思いますので、委員の皆様には施設の公的化がどこまでかということ、それから代替性の問題を検討していただきたいと思います。

ただし、我々は岸和田市の立地の状況が分かりませんので、事務局には「この地域は、この施設が足りないの、こちらの方に施設を利用しに行く人がいる」というような特殊な施設等について、次回、最初に説明していただいて、我々の方で判断して、軸に相当する場所が変更されることになると思います。

そういうことから、次回は無料施設の問題が大きく関わってきますし、その他、本来の施設が目的に合致しているかどうか等、深い議論になると思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。それを踏まえて、ヒアリングの団体が決定できると思いますので、そういう段取りで今後は進めたいと思います。

次第5 その他

委員：その他、全体を通して、何かご意見はございませんか。

委員：先ほどの「公的関与の必要性」という言葉は良いと思いますが、大小の並びはどうなるのでしょうか。公的関与の必要性が高い方が左側の小の方になるとと思いますが。

委員：小と大を逆転させた方が見やすくなって良いかもしれません。

委員：アンケートに関して、P22の【使用料の減免対象目的】のところで、公民館に対して「社会教育」と答えた方が非常に少ないのが気になりましたので、私なりの考え方を申し上げておきたいと思います。

公民館の【使用料の減免対象目的】については、「町会、自治会」という回答が46%、「保険、医療、福祉」が24%、「社会教育の推進」が23.1%となっています。実は、公民館を利用されている方は、社会教育は教育委員会や行政がするものであって、自分

たちが自主サークルをつくって活動していても、自ら社会教育をしているとは思っていません。むしろ、文化活動をしている、あるいは、町内単位で自主グループをつくっていると町内会の利用と考えると、減免してほしいということで、「町会、自治会」という回答が高くなっています。その次に「学術、文化、スポーツの振興」が34%と高く、「社会教育の推進」が低いのはそういう理由からだと思います。多くの市民は、自ら社会教育を推進していると自覚されていないのが、私が実感したところです。本当は社会教育に関わる活動をされていると思うので、その点を考慮しておいていただきたいと思います。

委員：貴重なご意見をありがとうございます。その他、お気づきの点はございませんか。

委員一同：（意見等、なし）

委員：それでは、本日の議題はすべて終了しました。

以上